

研修宿泊約款

(適用範囲)

第1条 公益財団法人国際環境技術移転センター（以下、「当センター」という）が研修宿泊者との間で締結する研修宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当センターが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(研修宿泊契約の申込み)

第2条 当センターに研修宿泊契約の申込みをしようとする者は、その者の属する企業及び団体を通じて、次の事項を当センターに申し出ていただきます。

(1) 研修宿泊者名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) その他当センターが必要と認める事項

2. 研修宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、前項の企業及び団体の了解を得て、当センターは、その申し出がなされた時点で新たな研修宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(研修宿泊契約の成立等)

第3条 研修宿泊契約は、当センターが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当センターが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により研修宿泊契約が成立したときは、当センターが定める申込金を、当センターが指定する日までに、前条の企業及び団体を通じて、お支払いいただくことがあります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当センターは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 研修宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当センターが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当センターは、次に掲げる場合において、研修宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 研修宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 研修宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の研修者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 研修に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) その他当センターが不適当と認められる場合

(研修宿泊者の契約解除権)

第6条 研修宿泊者又は第2条に規定の企業及び団体（以下、「研修宿泊者等」という）は、当センターに申し出て、研修宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当センターは、研修宿泊者等がその責めに帰すべき事由により研修宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当センターが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、研修宿泊者等が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当センターが研修宿泊者等に告知したときに限ります。
- 3. 当センターは、研修宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その研修宿泊契約は研修宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当センターの契約解除権)

第7条 当センターは、次に掲げる場合においては、研修宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 研修宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

- (2) 研修宿泊者が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 研修宿泊者が他の研修宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 研修宿泊者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（三重県条例第11号）の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当センターが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当センターが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、研修宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 研修宿泊者は、宿泊日当日、当センターのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 研修宿泊者の氏名、性別、勤務先（又は学校名）及び住所
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当センターが必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条 研修宿泊者が当センターの客室を使用できる時間は、午後1時から翌朝10時までとします。ただし、当センターが認めた場合は、この限りではありません。

(利用規則の遵守)

第10条 研修宿泊者は、当センター内においては、当センターが定めて当センター内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当センターの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント等サービス時間：7:00～23:00

イ. 門限 23:00

ロ. フロント受付 7:00～23:00

(2) 飲食等(施設)サービス時間：

イ. 朝食 7:30～8:30(平日)、8:00～9:00(土、日曜日及び祝日)

ロ. 昼食 12:30～13:30(平日)

ハ. 夕食 18:00～19:30

(3) 館内施設 07:00～23:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 研修宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨により、研修宿泊者の出発の際又は当センターが請求した時、行っていただきます。

3. 当センターが研修宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、研修宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当センターの責任)

第13条 当センターは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により研修宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当センターの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当センターは、研修宿泊者に契約した客室を提供できないときは、研修宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当センターは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を第2条の企業及び団体を通じて研修宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当センターの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 研修宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が

生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当センターは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当センターがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、研修宿泊者がそれを行わなかったときは、当センターは1万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 研修宿泊者が、当センター内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当センターの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当センターは、その損害を賠償します。ただし、研修宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当センターに故意又は重大な過失がある場合を除き、1万円を限度として当センターはその損害を賠償します。

(研修宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 研修宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当センターに到着した場合は、その到着前に当センターが了解したときに限って責任をもって保管し、研修宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 研修宿泊者がチェックアウトしたのち、研修宿泊者の手荷物又は携帯品が当センターに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当センターは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における研修宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当センターの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 研修宿泊者が当センターの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当センターの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(研修宿泊者の責任)

第18条 研修宿泊者の故意又は過失により当センターが損害を被ったときは、当該研修宿泊者は当センターに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内訳
研修宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	室料
	追加料金	① 飲食 ② 施設利用料金
	税金	消費税

各料金の金額については当センターホームページに掲載の内容に拠るものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)・・・当センター用

	不泊、当日	前日	2日前	3日前
10名以上20名まで	100%	70%	50%	0%
21名以上44名まで	100%	100%	70%	50%